

計画作成年度	令和2年度
計画主体	山形県尾花沢市

尾花沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	山形県尾花沢市農林課
所在地	山形県尾花沢市若葉町1-2-3
電話番号	0237-22-1111 (内線 145)
FAX番号	0237-22-1237
メールアドレス	rinmu@city.obanazawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ、サギ類、カラス
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	山形県尾花沢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額(千円)	被害面積等
ニホンザル (H30年度)	いも類(ジャガイモ、サツマイモ)	11	0.0025ha
	野菜(スイカ、メロン、トウモロコシ等)	974	0.10ha
	豆類(枝豆)	2	0.001ha
ツキノワグマ (H30年度)	野菜(スイカ)	280	0.03ha
イノシシ (H30年度)	野菜(スイカ)	43	0.003ha
ニホンジカ (H30年度)	被害なし	被害なし	被害なし
ハクビシン (H30年度)	野菜・果樹	被害面積・被害金額を計上するに至らなかった。	
カワウ (H22年度)	魚類(鮎、ハヤ等)	2,100	—
サギ類 (H22年度)	魚類(鮎、ハヤ等)	600	—
カラス (H30年度)	被害なし	被害なし	被害なし

(2)被害の傾向

【ニホンザル】

本市に生息するニホンザルは7群が確認されているが、個体数が増加し、群の分裂傾向が見受けられる。特に、東部・北部地区で生息域の拡大や出没頻度が多くなり、新たに被害の少なかった地域での食害が増加する傾向が見られる。これまで多様な被害防止策と個体数調整を実施することで一定の成果が確認されたが、抜本的な解決に至っていない。特に6月から10月にかけては農作物の被害件数が多く、夏の生産量日本一の「尾花沢すいか」や家庭菜園も被害に遭うなど、農家の生産意欲の低下を招いている。基幹産業である農業は、地域振興を図るうえで最も重要な位置を占めるため、防御技術の普及・定着を図り、高齢化に対応した効果的な防御体制の整備を早急に図らなければならない。

【ツキノワグマ】

市内全域に出没しており、学校や通学路近くへの出没など、子供たちへの人的被害も懸念される。また、民家や農作業小屋への侵入や市総合運動公園、本市の観光拠点である徳良湖周辺や銀山廃坑へ続く散策路にも出没しており、過去には人的被害も発生している。また、7月から9月にかけては農作物の被害が多く、特に「尾花沢すいか」の被害が顕著で農家の生産意欲の低下を招いている。平成31年度は出没情報や農作物被害通報が過去最高を記録し、被害が増加傾向にある。

【イノシシ】

平成20年度から目撃や被害情報が寄せられており、近年はイネや雑穀の被害が確認されたり、アスパラの畝を掘り荒らされたり、田の畦畔や農道、土側溝の用排水路を掘り返す等の被害が発生している。猟友会や農家からの生息情報も多くなり、越冬するイノシシが増える事で急速に個体数が増加していると思われ、今後は農作物等への被害が懸念される。

【ハクビシン】

農作物等の食害が発生していると考えられるが被害通報等が少なく、現在は被害額も軽微である。傾向として、民家の天井裏に侵入し、糞尿、騒音等の生活被害が伴う場合が多い。

【カワウ】

最上川や丹生川の流域で鮎、ハヤ、カジカ等を捕食している。平成21年頃から食害が確認されており、平成27年に鶴子ダムにコロニーが確認された。特に天然稚鮎の遡上期や落ち鮎漁期の被害や民間養殖池が荒らされるなど被害が深刻化している。

【サギ類】

水田に生息しているオタマジャクシ等を捕食する際に水稻を踏み倒し、生育に影響を及ぼす等、夏期間の被害が多い。また、魚類の被害では、最上川や丹生川の流域に複数の営巣地が確認されていることもあり、流域での捕食被害とともにハヤや鯉の養殖池でも捕食被害が発生している。

【ニホンジカ】

目立った被害は確認されていないが、目撃情報が数件寄せられており、今後個体数の増加に伴う農作物被害や林業被害が危惧される。

【カラス】

被害報告は特にないが、スイカなどの農作物被害があると思われる。さらに集団による鳴き声騒音やゴミの散らかしなどが危惧されている。

(3)被害軽減目標

①被害金額の指標

種 別	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 4 年度)
ニホンザル	987 千円	887 千円
ツキノワグマ	280 千円	224 千円
イノシシ	43 千円	39 千円
ハクビシン	千円	千円
カワウ (22)	2,100千円	1,000千円
サギ類 (22)	600千円	300千円
ニホンジカ	千円	千円
カラス	千円	千円

()は年度

②被害面積の指標

種 別	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 4 年度)
ニホンザル	0.10ha	0.09ha
ツキノワグマ	0.03ha	0.027ha
イノシシ	0.003ha	0.0027ha
ハクビシン	ha	ha
カワウ	ha	ha
サギ類	ha	ha
ニホンジカ	ha	ha
カラス	ha	ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取り組み</p>	<p>ニホンザルについては、市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく個体数調整を実施している。</p> <p>ツキノワグマについては県ツキノワグマ管理計画に基づいて実施している。</p> <p>その他の鳥獣については、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲を実施し、これらの有害捕獲については、銃器及び箱わなで実施している。</p>	<p>有害捕獲については、尾花沢市有害鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員である猟友会員(以下、「捕獲員」という。)を中心として実施しているが、捕獲員の高齢化に伴う担い手不足が生じている。そのため捕獲員を確保すべく新規狩猟者確保対策事業による補助金を整備し、狩猟者確保に努めているが、捕獲技術の習得が課題となっている。</p> <p>【ニホンザル】</p> <p>サルは運動能力が高く、銃器を用いた個体数調整には限界がある。捕獲檻での個体数調整も捕獲頭数が少ない現状であるため、大型捕獲檻を設置し、一定の成果を挙げている。さらに、地域住民による追払いや電気柵等の防除など複合的な対策を講じている。</p> <p>【ツキノワグマ】</p> <p>県の有害捕獲許可の考え方にに基づき、捕獲檻で捕獲を実施しているが、近年、クマの出没が季節的に集中するため、捕獲員の状況により、迅速な対応が出来ない場合もある。今後は、捕獲者の労力軽減が図れるような対策が必要となっている。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>被害報告や生息情報により、出没頻度の高い場所が絞られてきているが、個体数は急激に増加し、市内全域に生息していると思われる。しかしながら、捕獲員の捕獲経験が少なく、捕獲技術が確立されていないことと個体の警戒心が非常に強い為に中々捕獲に至っていない。今後は、檻とともにくり罠等を駆使した捕獲体制を充実するため、情報や知識の収集に努め捕獲技術の向上を図る。</p> <p>【ハクビシン】</p> <p>有害捕獲許可の考え方にに基づき対応しているが、目撃情報や被害報告が少ないため、引き続き、情報の収集に努めていく。</p> <p>【カワウ・サギ・カラス類】</p> <p>鶴子ダムにコロニー確認もあり行動域を精査し、更に効果的・効率的な捕獲が出来るよう、丹生川流域の大石田町と広域的な合同捕獲を継続的に実施していく。</p> <p>【ニホンジカ】</p> <p>ニホンジカの目撃情報は、年に数回報告されているが、被害は確認されていない。今後、個体数の増加に伴い農業・林業の被害が発生してくるものと思われるため、捕獲体制の整備が課題となっている。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防護柵の設置等に関する 取組</p>	<p>有害鳥獣対策事業費補助金により防護柵の設置を支援し、地域の実情に合わせた防護柵の普及推進を図っている。</p>	<p>【ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ】</p> <p>防護柵の設置は農家個々が対応しており、取り組む地域にばらつきがあるが、クマ・ニホンザルの農作物被害の拡大により自家用野菜等にも防護柵の設置が進んでいる。市の簡易電気柵設置費補助制度を活用した自主防除の機運を高め、効果的な被害防除体制の整備が必要となっている。</p> <p>【ハクビシン・カワウ・サギ・カラス類】</p> <p>防護柵を設置している例は無い。ハヤや鯉の養殖池では池の上にネットを張り防御している。生息情報の収集や捕獲に努め、効果的な被害防止対策を講ずる必要がある。</p>
---	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>【ニホンザル】</p> <p>個体数の増加に伴い群れが分裂し、行動を把握することが困難となっているため、サルに発信機を装着し、生息状況や行動域の調査を実施する。さらに、大型捕獲檻を増設し個体数調整を積極的に行うことにより捕獲圧を高め、被害域の縮小を図る。また、追払花火やエアガンを活用した地域住民による追払い体制の整備を促進する。農作物の被害防止や被害軽減のため、簡易電気柵設置補助制度の普及に努め、自主防衛体制を整備する。</p> <p>協議会主催による集落環境点検等を実施し、緩衝帯整備や放棄果樹の伐採など有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを地域が一体となって取り組む体制づくりを進める。</p> <p>捕獲員の減少と高齢化による後継者の育成が課題となっているため、新規狩猟免許の取得を目指す者への取得経費の補助制度を周知し、捕獲員の担い手確保に努める。</p> <p>【ツキノワグマ】</p> <p>県の管理計画に基づき、鳥獣被害防止対策協議会と捕獲員が連携を強化しながら速やかな有害捕獲を実施する。また、捕獲員の負担軽減のため、ICT機器の導入や負担軽減策について検討していく。ニホンザル同様、捕獲員の担い手確保に努める。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>被害が急速に拡大する懸念があるため、捕獲技術の習得を図りながら、積極的な捕獲に努める。特に、積雪時の銃による追い込み捕獲が効果的であるため、狩猟期の捕獲奨励金制度を導入するなど個体数削減に努める。</p> <p>【ニホンジカ・ハクビシン】</p> <p>被害情報の現地調査に基づき有害捕獲を許可し、檻や銃器を活用した捕獲の推進を図る。</p> <p>【カワウ・サギ・カラス類】</p> <p>鶴子ダムでカワウのコロニーを確認した事で、カワウ・サギ類の生息数や行動域調査を実施し有害捕獲に役立てる。丹生川流域において大石田町と合同での広域的な有害捕獲の実施を目指す。農業被害や生活被害をもたらすカラスについては、適切な追払いや捕獲を行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域代表者や被害者からの捕獲依頼を受け現地調査を実施し、県や市の有害鳥獣捕獲基準に基づいた捕獲許可を出す。市鳥獣被害対策実施隊が関係機関との連携のもと、対象鳥獣の効果的かつ適切な捕獲に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取り組み

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度 、 令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス カワウ サギ類	ニホンザルは、発信機を活用した生息数や行動域の調査を実施しながら、大型捕獲檻を設置し効率的な捕獲に取り組む。 その他、対象鳥獣の捕獲に関する取り組みは、以下のとおりである。 ・箱わなを活用した捕獲の実施 ・被害の状況に応じた効果的なわな設置や捕獲機材の検討・導入 ・捕獲員の安全射撃講習会の支援や、新規狩猟免許取得者補助制度による狩猟者の確保 ・隣接市町と広域連携活動に向けた意見交換

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【ニホンザル】</p> <p>ここ数年、許可数に対し捕獲頭数が少なく、被害をもたらす北部群や東部群の個体増加が推測される。東部群は個体数が増加し二つに分裂し、被害地域と被害件数が増加していることから、大型捕獲檻を設置し効果的な捕獲に努め、個体数の増加抑制に努めるとともに、群れに捕獲圧をかけることで被害の減少を図る。</p> <p>又、専門家の指導を仰ぎながら、農作物被害を出す4つの群れのうち今計画年度中に 210 頭の有害捕獲を目指す。</p>
<p>【ツキノワグマ】</p> <p>目撃や被害報告が6月から9月までに集中し、スイカ・トウモロコシなどの被害が多くもたらされている。近年、出没件数も多く捕獲頭数が増加している。このことは、里山生れ・里山育ちのクマの増加が推測され、人間の生活圏近くが行動域になっていると思われる。宅地や作業小屋に侵入したり、学校近くや通学路で目撃されるなど人的被害の恐れもあることから、有害捕獲の考え方に基づいた捕獲許可を出し、市鳥獣被害防止対策協議会が捕獲機材(箱わな)とエサの供給を迅速に行いながら、速やかな捕獲に努める事で被害防止を図る。</p>

<p>【イノシシ】</p> <p>市内各地の山間部や農地等で目撃や被害が確認され、生息数が急速に増加していると思われるが、正確な生息数は把握できていない状況にある。早急にイノシシ用捕獲機材(箱わな・くり罟)の導入を図り、捕獲に努める。また、狩猟期間(冬季)の銃器による追込み捕獲が効果的であるため、捕獲奨励金制度を導入するなど積極的な捕獲に努め、計画頭数に近づける。</p>
<p>【ハクビシン】</p> <p>農作物被害が小さく報告が極端に少ない状況で、正確な被害額や生息数が把握出来ていない。畑に農作物がある時期は、家屋に侵入する行動が少なく、冬期間に家屋浸入し生活被害が発生する事がある。今後は、捕獲員に委託して捕獲する事で被害の軽減を図る。</p>
<p>【カワウ】</p> <p>行動範囲が広く、魚道の下流部や川の深みで群れをなし捕食し、丹生川流域での魚類の食害が深刻な問題となっている。追い払いを実施しても数日後に再び現れ、被害が収束しない状況である。市鳥獣対策実施隊が大石田町と連携して、合同での有害捕獲実施を検討して行く。</p>
<p>【サギ類】</p> <p>丹生川流域に営巣地が複数確認されており、行動範囲も広範囲に亘るため、市鳥獣対策実施隊が大石田町と連携して合同での有害捕獲実施を検討して行く。</p>
<p>【ニホンジカ】</p> <p>現在、被害は確認されていないが、発見次第に有害捕獲を実施する。</p>
<p>【カラス】</p> <p>生活被害をもたらす群れについては、実施隊が追い払いや有害捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画頭(羽)数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	70頭	70頭	70頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく		
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	10匹	10匹	10匹
カワウ	20羽	20羽	20羽
サギ類	30羽	30羽	30羽
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
カラス	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取り組み内容

ニホンザルは、有害捕獲実施計画に基づき、地域住民と協働しながら大型捕獲檻を設置し、効率的な有害捕獲を実施する。さらに、落葉後から積雪時期の見通しが良い時期に、地域と実施隊の協力を得て銃器での有害捕獲を実施する。また、捕獲用檻(小型)を活用した捕獲も実施し、捕獲個体に発信機を装着し放獣することで、各群れの行動域を把握し、捕獲効率を向上させる。

ツキノワグマ・イノシシ・ハクビシン・ニホンジカは、被害報告の調査後に市鳥獣被害対策実施隊が地域と連携して有害捕獲を実施するが、箱わなによる捕獲にあつては、錯誤捕獲の防止に努める。

カワウ・サギ・カラス類は、丹生川漁業協同組合からの有害鳥獣捕獲申請に基づき、鮎釣りの解禁日直前(6月)並びに鮎の産卵期前(10月)に、同組合員と協力し有害捕獲を目指す。尚、丹生川流域で広範囲に生息していることもあり、実施に当たっては市鳥獣被害対策実施隊が大石田町と連携した合同捕獲の実施を目指す。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容

クマ・イノシシ等の大型鳥獣の止め刺しを実施する際に、捕獲個体を興奮させずに、一定の距離を取り、一発で仕留める必要があるが、散弾銃では至近距離からの発砲となり危険なため、ライフル銃での止め刺しが必要となる。また、狩猟期(冬期間)のイノシシ追込み猟の際にも、状況に応じライフル銃を使用する必要がある。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
尾花沢市	ニホンザル イノシシ ハクビシン ニホンジカ カワウ サギ類

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン ニホンジカ	簡易電気柵 2.0km	簡易電気柵 2.0km	簡易電気柵 2.0km

(2)その他被害防止に関する取り組み

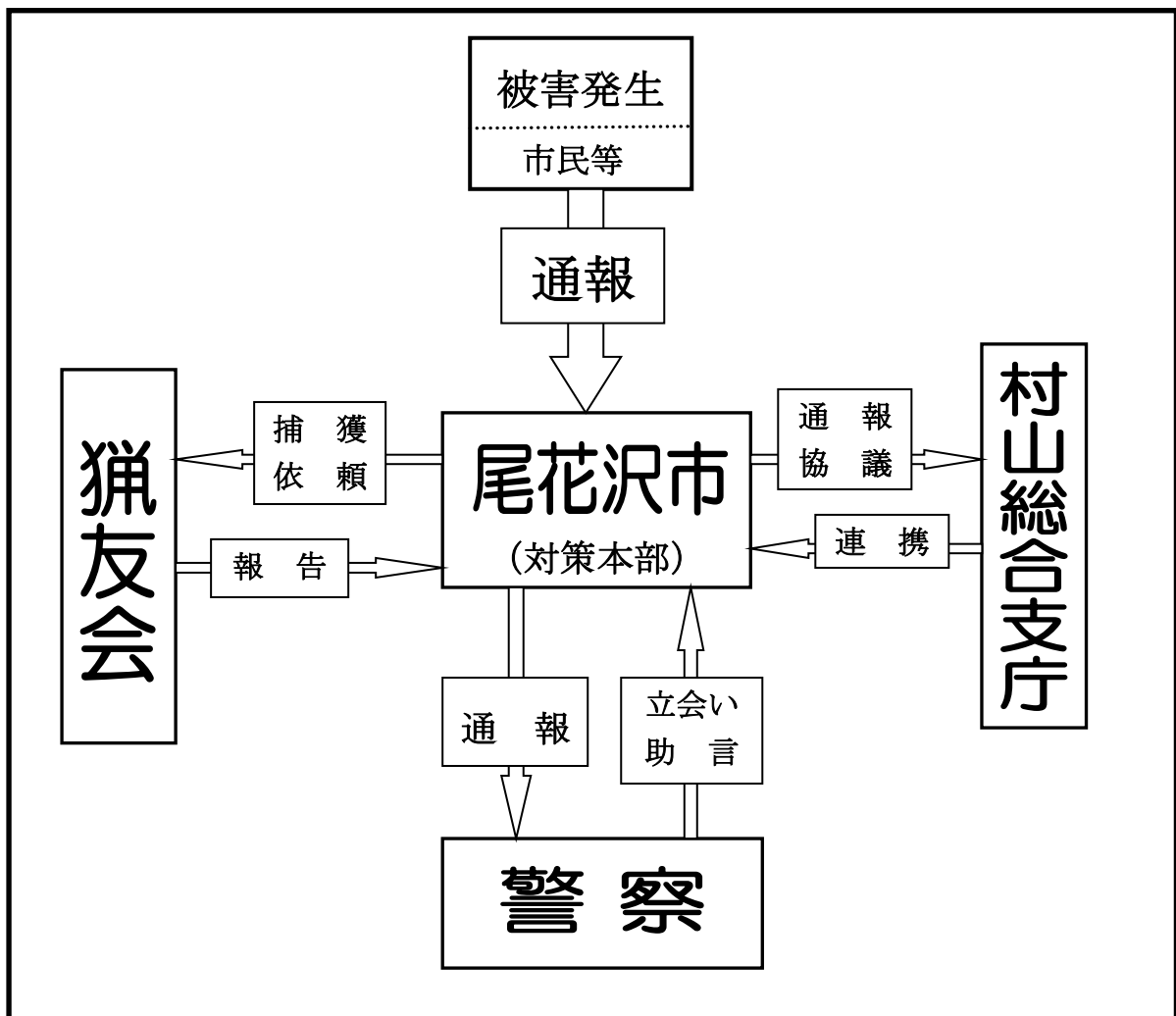
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ ハクビシン サギ類 カラス	<p>新たな鳥獣被害防止対策の構築に向けた情報収集や先進地視察等を行い、本市における有効な対策や機器導入等の検討を進めながら、協議会主催による研修会・技術講習会を開催する。また、被害者自らが自衛する電気柵設置補助制度を周知し、設置の促進を図ることで被害防止対策に向けた自衛意識の向上を図る。</p> <p>簡易サル警戒システムの導入を促進しながら、市で配布している追い払い用花火を活用した地域住民による追い払い体制の構築を目指す。また、関係機関と連携し廃果対策を継続的に実施する。</p> <p>カワウ・サギ類・カラスについては追い払い用花火を活用した追い払いを実施し、被害の軽減に努める。</p>
令和3年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ ハクビシン サギ類 カラス	<p>新たな鳥獣被害防止対策の構築に向けた情報収集や先進地視察等を行い、本市における有効な対策や機器導入等の検討を進めながら、協議会主催による研修会・技術講習会を開催する。また、被害者自らが自衛する電気柵設置補助制度を周知し、設置の促進を図ることで被害防止対策に向けた自衛意識の向上を図る。</p> <p>簡易サル警戒システムの導入を促進しながら、市で配布している追い払い用花火を活用した地域住民による追い払い体制の構築を目指す。また、関係機関と連携し廃果対策を継続的に実施する。</p> <p>カワウ・サギ類・カラスについては追い払い用花火を活用した追い払いを実施し、被害の軽減に努める。</p>
令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ ハクビシン サギ類 カラス	<p>新たな鳥獣被害防止対策の構築に向けた情報収集や先進地視察等を行い、本市における有効な対策や機器導入等の検討を進めながら、協議会主催による研修会・技術講習会を開催する。また、被害者自らが自衛する電気柵設置補助制度を周知し、設置の促進を図ることで被害防止対策に向けた自衛意識の向上を図る。</p> <p>簡易サル警戒システムの導入を促進しながら、市で配布している追い払い用花火を活用した地域住民による追い払い体制の構築を目指す。また、関係機関と連携し廃果対策を継続的に実施する。</p> <p>カワウ・サギ類・カラスについては追い払い用花火を活用した追い払いを実施し、被害の軽減に努める。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割等
尾花沢市(消防署)	対策本部の設置(本部長:市長) 被害状況の確認、捕獲許可 周辺住民への注意喚起、避難誘導 救急救命対応
尾花沢警察署	住民への注意喚起、銃器発砲の助言及び指示、交通規制
村山総合支庁	関係機関との連携、捕獲許可
尾花沢猟友会	市の依頼を受け対策本部に参加し、追払い、ワナ等による捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	-----------------

構成機関の名称	役 割
尾花沢市農林課	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
尾花沢市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山形県北村山農業技術普及課	被害防止の指導・支援を行い、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
みちのく村山農業協同組合	地域を巡回し、営農指導・有害鳥獣関連情報の提供を行う。
尾花沢市連合区長会	地区及び集落の取りまとめ、地域の追払い体制の整備や有害捕獲への協力を行う。
山形の野生動物を考える会	発信機装着、行動域調査、講習会で追払い指導等を行う。
山形県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
尾花沢猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害捕獲の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
山形の野生動物を考える会	地域の実状にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等。
サル・イノシシ・クマ等農作物被害対策協議会 (山形県村山総合支庁管内)	管内各地域の被害状況を踏まえ、総合的な被害対策について協議し、対策内容の周知を図る。さらに情報交換等により管内の連携強化を図る。
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会(宮城・福島・山形の広域連携)	広域的な被害地域のネットワーク化を目指し、研修会等を開催することで情報の共有化と広域的な防御対策の向上を図る。
丹生川漁業協同組合	漁業権設定区域を巡回し、関連情報の提供を行い、連携強化を図る。

※別紙 鳥獣被害防止対策の実施体制図

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、市長が指名した市職員及び任命したみちのく村山農業協同組合、丹生川漁業共同組合、各地区代表者及び猟友会より推薦された者で組織し、被害防止策の普及啓発及び有害捕獲の指示、追払いの指導等により、被害対策の実施と普及推進を図る。

※別紙 鳥獣被害対策実施隊及び捕獲員名簿

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルに発信機の装着を計画的に行い、位置情報取得による追払いの実施と地域と一体となった追払い体制の整備を図る。また、被害の自主防衛意識の向上を図るため、簡易電気柵の設置の推進を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲された鳥獣は、捕獲現場で埋設処理するか焼却施設にて焼却処分する。また、捕獲従事者の負担軽減のため、捕獲個体をそのまま処理できる焼却施設や減容化処理施設等の導入について検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

ツキノワグマ・イノシシ・ニホンザルが主な捕獲対象鳥獣であり、ツキノワグマは特定保護鳥獣で捕獲頭数に制限がある事や、イノシシは捕獲頭数も少なく、放射性物質検査による出荷制限の状況を見極めながら、資源としての活用を検討していく。ニホンザルは食品の利用には適さず捕獲後は適正処理を実施している。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による人的被害・農作物被害の防止・軽減を図るためには、地域住民と一体となった対応・対策が必要であるが、高齢化が進展している地域においては、地域一体となった対策が困難な状態になりつつある。地域ぐるみの対策が困難な場合は、関係機関等との連携のもと、応援体制が取れるよう検討していくことが必要である。そのため各地区の代表者ととも、地域の実情に合った被害防止対策の整備を目指していく。

その他の鳥獣による被害が深刻化してきた場合には、その都度、県や関係機関と協議の上、計画の見直しを図りながら効果的な被害防止に努める。